

出は保険義務をもたない職員の任意継続保険と同じことで、つまりいわゆる4分の3拠出で年に最高拠出額の9カ月分を支払うのである。この額は現在120マルクとなる。

保険義務の免除を受けるのは移行期間中は他の同等の保険の証明がある場合か、または老齢の場合に認められる。その他、従来の保険義務期間、脱落および代替期間を算定することが必要であり、自営業として証明のある期間も考慮される。

老齢とか経済的理由で年金保険の給付が期

待できない自営業者は、保護的給付を受けねばならないが、これはもちろん年金保険からではなく、個々の職業別の互助金庫からである。従ってこの場合の年金負担は、それぞれの職種の賦課で賄われる。以上にのべた自営業者と自由業者の老齢保障問題の解決のための費用については、今のところまだ明確にされていない。

(Frankfurter Allgemeine, 15, Januar, 1968)

(安積 鋭二)

## 職員年金保険の強制加入に 所得限度を廃止

12月8日、連邦議会は職員年金保険の強制加入の所得限度を廃止する法案を通過させた。この結果1月1日から、すべての職員はその所得の高さにかかわらず、年金保険に

強制加入することとなる。

この問題については議会で激しい論戦が行なわれた。反対する議員の主張は、自主能力の充分ある高額所得層を強制適用して、個人の選択と責任を制限してはならないとすること、現在審議中の財政法改正と同時に検討しなければならぬとすること等であり、またこ

れによって他の老齢保障(私的保険等)が圧迫されぬよう、むしろ現在適用除外となっている人々をこの保険に含めて、新たな保険料支払い者の獲得をはかるべきであるとする。

一方改正を支持する議員の賛成の根拠は、老人保障の問題は従来も将来も全国民が協力してなすべきことであり、現在の賦課方式をとっている限り、ある特定の層が共同社会から脱落することは許されない。もともと現在とられている賦課方式というのは、全国民が老齢者の保障に対して責任を負うべしとする理念に立つものである、というのである。

Katzer 労相はこれについて、連邦政府は所得限界の廃止を全員で賛成したと述べ、財政法の改正のみならず、それに先立って社会政策が実施されることが望ましいと説明した。年金受給者が疾病保険に2パーセントの保険料拠出をする件、主婦の年金保険拠出を免除する件、疾病保険の処方箋料金を現行の50ペニヒから1マルクに上げる件は、いずれもたいした論議もなく通過した。

(Frankfurter Allgemeine, 9, Dezember, 1967)

(安積 鋭二)

